

令和8年度 就学援助の申請について

幸手市教育委員会では、お子さまが市立小中学校に通学するうえで、経済的理由によって学用品費など、学校生活に必要な費用の支払いにお困りのご家庭へ援助する制度を設けています。

就学援助は毎年度申請が必要です。前年度就学援助を受けていても、令和8年度の申請をしてください。

1 援助の対象となる方（主なもの）

- (1) 生活保護法に基づく保護の廃止又は停止を受けた方
- (2) 地方税法に基づく市民税が非課税又は減免を受けた方
- (3) 国民年金保険料、国民健康保険税、固定資産税の減免を受けた方
- (4) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている（児童手当・特別児童扶養手当ではありません）
- (5) ご家族の前年所得の合計が、市で定める基準額以下の方（下記表参照）

【認定基準額（認定の目安）】※前年度の場合(参考)

世帯 人数	家族構成（例）	世帯の所得の認定基準額	
		持ち家の場合	賃貸(家賃5万円)の場合
2人	母30歳・子8歳	約160万円以下	約230万円以下
3人	父37歳・母36歳・子9歳	約210万円以下	約280万円以下
4人	父39歳・母38歳・子14歳・8歳	約270万円以下	約340万円以下
5人	父42歳・母40歳・子15歳・11歳・8歳	約310万円以下	約370万円以下

※ 表の「認定基準額」は、家族構成（世帯員の年齢等）及び住宅状況（持家か賃貸か）等により異なりますので、**目安としてご覧ください。事前に支給の可否の計算はできません。**

- ※ 所得とは、
 - ・給与所得者の場合、給与所得控除後の金額です。
 - ・自営業者の場合、収入金額から必要経費等を差し引いた金額です。

2 申請手続き

(1) 申請期間

令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木） *土・日・祝日は除く

- ※ 4月分からの援助を希望する方は、必ず上記期間中に申請してください。
- ※ 添付書類が間に合わない場合は、後日必ず提出してください。
- ※ **申請は随時受付しておりますが、上記期間後の申請による認定は、申請月の翌月分から月割り支給となります。また、一部減額や支給できない費目があります。**

(2) 提出場所

現在通っている学校（小・中学校両方に在籍している場合は、**どちらか一方の学校**）又は、教育委員会学校教育課窓口（幸手市役所第二庁舎2階）です。

申請書の提出は、1世帯につき1枚で結構です。

(3) 申請に必要な物

- ◎ 申請書（市内小・中学校、幸手市教育委員会学校教育課窓口にあります。）
- ◎ 振込先の確認できる通帳等の写し※初めて申請する人・前年度振込を受けた口座を変更する人のみ
- ◎ 賃貸住宅にお住まいの方は、現在の家賃額と契約者名が確認できるものの写し（賃貸借契約書、家賃の支払通知書等の写し）※家賃引き落とし口座の通帳の写しは**不可**
- ◎ 令和8年1月2日以降に幸手市に転入した方は、令和8年1月1日時点での住所地が発行する令和8年度（令和7年中）の住民税決定通知書または所得証明書（控除額の記載のあるもの）
※所得証明書は6月以降に発行されますので、前住所地で取得後、**6月30日までに学校教育課へ提出してください。**
- ◎ 申請理由が「減免」の場合は、「減免通知書」等の減免を受けていることのわかる書類の写し

3 審査結果の通知・支給時期

教育委員会から認定審査の結果（認定・却下）を申請者全員に通知し、認定を受けた方には各援助費を年3回に分けて支給します。

〈通知時期〉

申請した時期	結果通知の発送
4～6月	7月中旬
7月以降	申請月の翌月

〈支給時期〉

9月・・・第1期（4～8月分）
12月・・・第2期（9～12月分）
3月・・・第3期（1～3月分）

4 前年度の援助内容（参考） ※令和8年度の限度額は、変更になる場合があります

援助の種類	援助費限度額（年額）	
	小学生	中学生
◎ 通学用品費	1年生以外該当 2,270円	1年生以外該当 2,270円
◎ 学用品費	11,630円	22,730円
◆ 新入学生徒学用品費 ※中学校入学予定者対象	小学校6年生のみ該当 63,000円	
○☆ 校外活動費（遠足等） ※実費額が右限度額以下の場合は実費分を支給	1,600円	2,310円
○☆ 校外活動費（林間学校等） ※実費額が右限度額以下の場合は実費分を支給	5年生のみ該当 3,690円	1年生のみ該当 6,210円
○☆ 修学旅行費 ※実費額が右限度額以下の場合は実費分を支給	6年生のみ該当 22,690円	3年生のみ該当 60,910円
◎ オンライン学習通信費	1世帯あたり	15,000円

上記の◎…年度途中から認定された場合は、月割計算で算出された金額を支給します。

上記の◆…令和9年2月1日時点の認定者に第3期（3月支給）で支給します。

上記の○…認定が年度途中の場合は、認定前の行事等の費用の支給はできません。

上記の☆…第2期（12月支給）及び第3期（3月支給）で支給します。

（第1期（9月支給）では支給しません。）

※ **生活保護を受けている方は**、上表のうち修学旅行費のみ就学援助の対象になります。
それ以外の経費は、生活保護費から支給されます。

5 注意事項

○ **前年の収入の有無にかかわらず、所得の申告を必ず済ませてください。**

未申告の場合は、申請していただいても審査ができません。

○ 年度内に家族構成に変更が生じた場合（結婚・離婚等）は、再度申請書の提出をお願いします。

○ 学級費等に**未納**がある場合、学校から現金で支給となります。

【お問合せ先】

幸手市教育委員会 学校教育課

電話 0480-43-1111 内線633・634